5　法第二十九条の二第二項ただし書に規定する総務省令で定める場合は、投票人が本人又は当該投票人と同居している者について投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行う場合とする。

6　第二項の文書は、別記第五号様式に準じて作成しなければならない。

（投票人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

第三条の二　法第二十九条の三第六項に規定する総務省令で定める閲覧は、投票人が本人又は当該投票人と同居している者について投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

2　法第二十九条の三第六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　閲覧の年月日

二　閲覧に係る投票人の範囲

（投票人名簿が磁気ディスクをもって調製されている場合に閲覧させる事項）

第三条の三　法第二十九条の二第一項の規定により投票人名簿に記録されている一部の事項を閲覧させる場合における閲覧させる事項は、別記第二号様式に記載すべき事項とする。

（在外投票人名簿の様式等）

第四条　［略］

［2　略］

3　磁気ディスクをもって調製する在外投票人名簿に記録されている全部の事項を記載した書類及び令第三十二条第一項において準用する公職選挙法施行令第十九条第一項に規定する在外投票人名簿記載書類は、別記第六号様式に準じて調製しなければならない。

［4　略］

（在外投票人名簿の抄本の閲覧等）

第五条　第三条及び第三条の二の規定は、在外投票人名簿について準用する。

2　前項において準用する第三条第二項の文書は、別記第八号様式に準じて作成しなければならない。

（在外投票人名簿が磁気ディスクをもって調製されている場合に閲覧させる事項）

第五条の二　法第四十二条の二において準用する法第二十九条の二第一項の規定により在外投票人名簿に記録されている一部の事項を閲覧させる場合における閲覧させる事項は、別記第七号様式に記載すべき事項とする。

（在外投票人名簿登録申請書の様式等）

第六条　［略］

2　在外投票人名簿登録申請者は、法第三十七条第三項に規定する在外投票人証（以下「在外投票人証」という。）、令第百一条第二項に規定する投票用紙及び投票用封筒その他市町村の選挙管理委員会が交付する文書（第十三条第二項において「投票用紙等」という。）を国外における住所以外の場所（当該在外投票人名簿登録申請者に係る旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）第十二条の規定により提出された同規則別記第十四号様式による在留届（次条第一項及び第十四条第三項第二号において「在留届」という。）の「在留地の緊急連絡先」欄に記載されている場所（第十二条第二項第二号及び第十四条第三項第二号において「在留地の緊急連絡先」という。）に限る。以下この章において「住所以外の送付先」という。）において受け取ろうとする場合においては、在外投票人名簿登録申請書に当該住所以外の送付先を記載することができる。

［新設］

（在外投票人名簿の様式等）

第四条　［同上］

［2　同上］

3　磁気ディスクをもって調製する在外投票人名簿に記録されている全部の事項を記載した書類及び令第三十二条において準用する公職選挙法施行令第十九条第一項に規定する在外投票人名簿記載書類は、別記第六号様式に準じて調製しなければならない。

［4　同上］

（縦覧に供する書面の様式）

第五条　法第三十八条第一項の規定による縦覧に供する書面は、別記第八号様式に準じて調製しなければならない。

［新設］

（在外投票人名簿登録申請書の様式等）

第六条　［同上］

2　在外投票人名簿登録申請者は、法第三十七条第三項に規定する在外投票人証、令第百一条第二項に規定する投票用紙及び投票用封筒その他市町村の選挙管理委員会が交付する文書（第十三条第二項において「投票用紙等」という。）を国外における住所以外の場所（当該在外投票人名簿登録申請者に係る旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）第十二条の規定により提出された同規則別記第十四号様式による在留届（次条第一項及び第十四条第三項第二号において単に「在留届」という。）の「在留地の緊急連絡先」欄に記載されている場所（第十二条第二項第二号及び第十四条第三項第二号において「在留地の緊急連絡先」という。）に限る。以下この章において「住所以外の送付先」という。）において受け取ろうとする場合においては、在外投票人名簿登録申請書に当該住所以外の送付先を記載することができる。